

新年度にあたって

岩手県中小企業団体中央会

会長 鈴木 宏 延



例年にない少雪と暖冬が、県内の経済に様々な影響を及ぼしました。生活は楽だったことは間違いありませんが、産業界には総じてマイナスに作用したことは否めません。季節の移ろいに添うように、社会の営みが組み立てられていることを改めて実感させられました。

今、草木が芽吹く暖かい陽射しのもと、新たな希望に向かって前進したいと思います。

中小企業対策費の19年度当初予算は、政府全体では前年度比0.6%増の1,625億円、このうち経産省所管分は3.4%増の1,245億円となりました。重点項目としては、地域の応援、企業の応援、ヒトの応援の3本柱が掲げられております。具体的には、地域間格差の拡大に配慮した、地域資源活用による新商品・新サービスの開発及び事業化を支援する新規施策が注目され、本会としても積極的な取り組みを行う方針です。

施策利用イコール補助金イコール負担軽減と、即物的なメリットを求めがちですが、公費の投入は即ち事業に対する意義の認知であり、将来的に利益を生み出し社会に還元されることが期待されていることに他なりません。計画の熟度が要請される場面でもあります。

一方、事業の採否を判断する行政側には、成果を重視する余り眼前の要件に囚われ過ぎ、折角の応募意欲をそぐことのないよう、一律的運用だけは避けて欲しいものと強く望みます。なぜなら地域資源そのものにも格差がある訳ですから。木を見て、且つ森も見て欲しいと、老婆心ながら願っているところです。

格差を跳ね返す気概をもって、県下組合そして中小企業のために全力を尽くすべく、先の理事会で新年度に向けた3つの活動方針が承認されました。第一は組合のガバナンス機能の強化と共同事業の活性化支援、第二はチャレンジ型企业活動への支援、第三は雇用の維持・向上と企業家の育成です。これらの方針を踏まえ各々の事業に落とし込み、予算編成をして参ります。

ベテラン指導員の定年等で事務局の人員が逐次減少に向かう中、これを補うには事業の効率的推進と案件ごとのバックアップ体制が不可欠となります。このため従来の事務局機構を見直し、総務企画部を廃止した上で新たに統括指導センターと新事業企画室を設けました。いわば総掛かりで様々な支援ニーズに対応しようと、不退転の決意を表した積もりです。

地方にあって、経営環境が好転する兆しはなかなか見出し難いのが現実ですが、確実に課題を把握し、その解決に向けて役職員一丸となって努力を重ねたいと存じます。新年度も一層のご支援ご協力を宜しく申し上げます。

平成19年度中央会基本方針

近年、業種・業態・顧客・地域などあらゆるビジネスモデルは大きく変化しており、シンクタンクとして或いはセーフティネットとして、中小企業の支えとなっている組合の重要性は従来にも増して高まっています。

中央会は、産業の振興を通して県内経済の発展に寄与すべく、組合等中小企業組織の育成や機能の向上・進化を促し、中小企業が活力を維持し事業展開できるよう、以下の活動方針に基づき事業を遂行していきます。

1. 活動方針

(1) 組合のガバナンス機能強化と共同事業活性化支援

組合が中小企業の競争力強化のための組織であり続けるためには、組織の有効性に加え、健全性や透明性の強化による信頼性の向上、つまり、ガバナンス機能の強化と併せて、既存の共同事業や運営体制等の見直し、新たな共同事業の展開が必要であり、組合のガバナンス機能の強化と共同事業の活性化を積極的に支援していくものとする。

(2) チャレンジ型企業活動への支援

相互に経営資源の補完により競争力を強化し、経営基盤を強固にする「新連携」や新たな事業展開や新分野進出等を図る「経営革新」に取り組むチャレンジ型の企業活動に対して、強力に支援していくものとする。

(3) 雇用の維持・向上と企業家の育成

厳しい経営環境にある組合及び組合員企業を対象に、事業の見直しや財務の改善を通じて経営改善を行い、健全な企業体として企業活動を継続させ雇用の確保を図るとともに、雇用の場を創出することを目的とした「企業組合制度」による創業・起業を推進し、新たな雇用の開発と企業家の育成を図るものとする。

2. 重点項目

(1) 課題発掘の徹底

巡回指導の手法を見直し、課題の発掘を徹底して行うとともに、課題別の対応または提案により組織を活性化する。同時に企業別の課題に対しても、個別にその解決に取り組むこととする。

(2) 既存組合活性化への支援強化

企業の多角化、新分野への進出等組合員企業も新たな活動の展開等により生産・販売、サービス等の内容に変化が見られる。組合は、これら組合員の生産・販売形態の変化や業態変化に合わせた新たな共同事業の実施が必要である。

このため本会は、組合員のニーズを的確に把握した共同事業が展開され、共同事業を通じて組合の活性化が図られるよう支援・指導を行っていくこととする。

(3) 経営革新の推進

組合員企業が経済環境の変化に即応して新製品の開発・生産、新役務の提供等の新事業活動を行う場合、経営革新の認定が受けられるよう、経営革新のメニューや実施方法、計画策定等について支援していくものとする。

(4) 新連携への取り組み強化

「中小企業新事業活動促進法」が制定されたことに伴い、異分野の中小企業が技術・ノウハウの「摺り合わせ」を通じて強みを相互補完する連携体を構築し、細分化していく市場ニーズに即応し高付加価値の製品・サービスを創出する「新連携」が重要になってきている。

これに積極的に対応し、連携組織の発掘と技術支援から市場化に至るまでの連携組織の継続的な支援に努めるとともに、特に産学連携や販路先との連携による新市場の開拓について一層支援を強化することとする。

(5) 企業組合の設立促進

企業の退職者、主婦、高齢者のみならず若者のための創業組織として、企業組合は今後も地域経済の活性化のための事業活動が期待されている。

このため、あらゆる分野において企業組合の設立を促進し、立ち上がり期の事業活動が円滑に展開されるよう適切な支援を行っていくものとする。

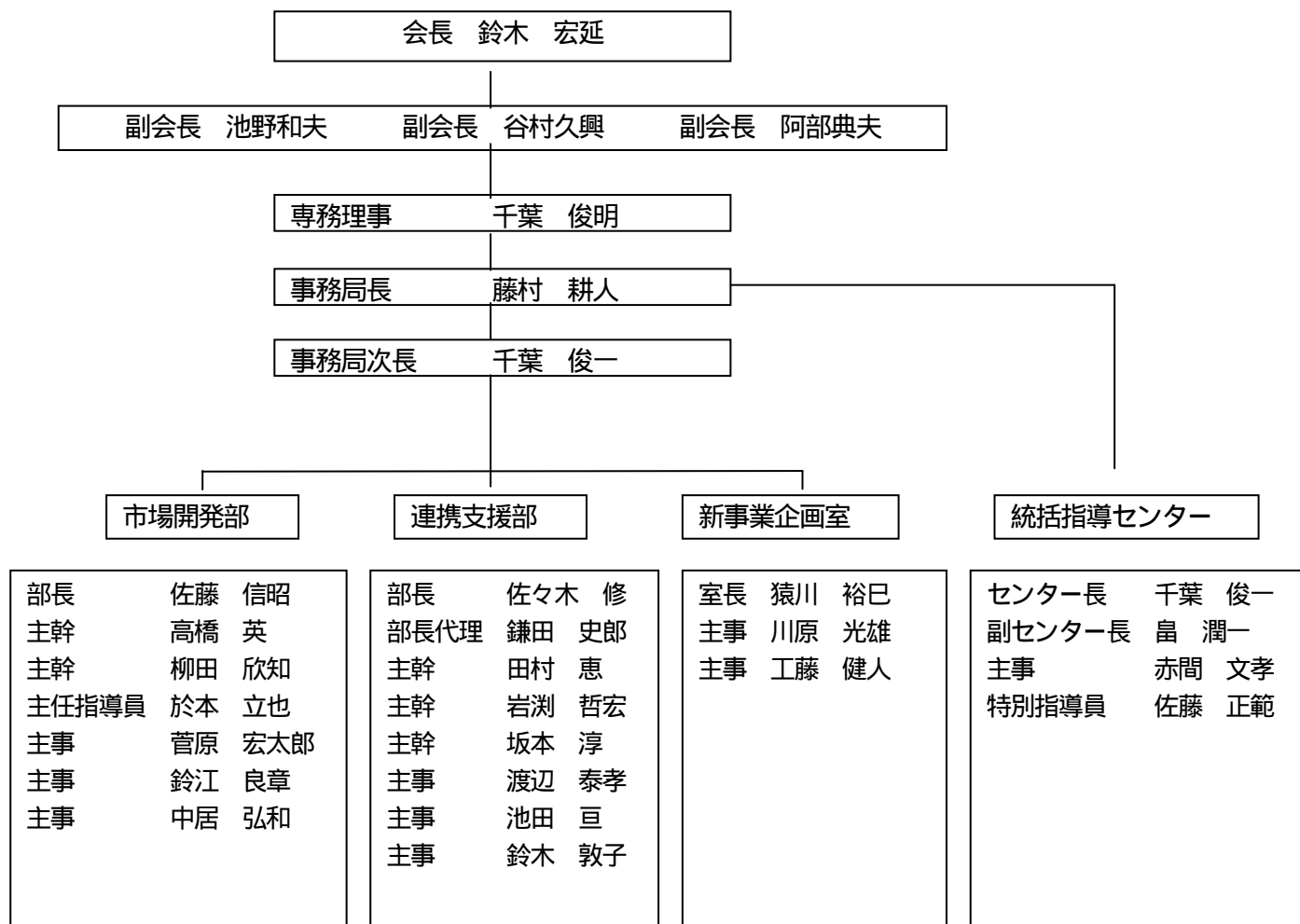
(6) 組合再生および組合員企業への支援強化

社会・経済環境の変化に伴い、中小企業組合を含む広範な中小企業の高度化・多様化するニーズに対して「専門のセクション」を配置し、組合再生支援および組合員企業支援に特化した支援活動を積極的に展開していくこととする。

平成19年度中央会事務局体制

平成19年4月1日から、中央会事務局体制が下記のとおりとなります。

会員組合及び組合員の皆様に対しまして、新体制を通じて一層質の高いサービスの提供に邁進して参ります。



岩手県中小企業団体中央会 第52回通常総会開催のご案内

日時：平成19年4月24日(火) 15:00～

場所：ホテル東日本

盛岡市大通3丁目3番18号 TEL019-625-2131

平成18年度の組織化状況 13組合設立認可

平成18年度に設立された組合総数は13組合、うち事業協同組合は7、企業組合が6組合となりました。18年度は昨年度よりも2件多い設立となっており、昨今の情勢を反映してか、高齢者福祉等のコミュニティ・ビジネス関連の設立が多く見られました。

また、企業組合の設立件数は昨年度の2倍となっており、会社法の施行（平成18年5月）により最低資本金規制の撤廃や設立手続の簡略化等、株式会社の設立が比較的容易になった中でも、企業組合の設立が起業の選択肢のひとつとして定着しつつあるように思われます。

< 事業協同組合 7組合 >

	組 合 名	所在地	組合員数	主 な 事 業
1	遠野骨材業(協)	遠野市	6	製品の共同販売
2	盛岡テクノパーク(協)	盛岡市	6	団地建設に係る調査・研究 土地の取得及び造成
3	花巻市浄化槽管理(協)	花巻市	6	浄化槽等の保守管理及び 清掃業務の共同受注
4	金ヶ崎国際経済技術(協)	金ヶ崎町	5	外国人研究生受入 消耗品の共同購買
5	岩手県浄化槽事業(協)	盛岡市	10	浄化槽等の設置工事及び保守点検業務の共同受注、用品の共同購買
6	(協)ありね	雫石町	4	縫製加工業務の共同受注 資材の共同購買
7	八幡平市清掃事業(協)	八幡平市	5	廃棄物収集運搬の共同受注 用品の共同購買

< 企業組合 6組合 >

	組 合 名	所在地	組合員数	主 な 事 業
1	Jcom(企)	盛岡市	5	建設、補償コンサルティングに関する人材開発及び技術支援事業
2	(企)はる風	盛岡市	5	介護保険制度による通所介護(デイサービス)に関する事業
3	(企)ライフサポート・盛岡みなみ	矢巾町	6	造園に関する事業 家事代行サービス事業
4	(企)西和賀除雪社	西和賀町	4	除雪作業業務
5	夢現舎(企)	盛岡市	6	印刷及び出版(チラシ・絵本等) ホームページの企画
6	(企)にしわが風土	西和賀町	8	共同住宅の維持管理業務 就農等促進のためのコンサルティング業務

平成19年度岩手県商工労働観光部の組織体制

4月1日より商工労働観光部の組織が再編されました。

岩手県
〒020-8570
岩手県盛岡市内丸10番1
TEL019-651-3111（大代表）

商工労働観光部
部長 阿部 健

商工企画室

室長 田村均次
企画担当課長 福澤淳一
企画担当
主任主査 佐々木隆
主査 大崎成幸
主査 鈴木優
主査 森田竜平
主任 菅原俊樹
主任 伊東義学
管理担当課長 川口眞
（計量担当課長兼務）
管理担当
主任主査 小原博
主査 大坪徹磁
主任 金野重夫
主事 梅津敏裕
主事 菰田由樹子
計量担当
主査 高橋浩幸
主査 古館敏夫
主査 高橋和則
主任 漆澤邦春

経営支援課

総括課長 佐藤義昭
金鼈担当
主任主査 山崎隆
主査 新沼信雄
主査 藤村真一
主事 小笠原誠
主事 小笠原久人
主事 上野将一
中小企業支援担当
主人主査 鈴木郁夫
主査 小原仁生
主査 千田貴浩
主査 星野俊一
主任 中村亨
主事 晴山暢子
特命課長 高橋徹（商業まちづくり）
商業まちづくり担当
主任主査 大坊哲央
主任 藤原俊夫
主任 畠山直人
主事 高家卓矢

科学・ものづくり振興課

総括課長 黒澤芳明
科学技術担当課長 猪久保健一
科学技術担当
主任主査 石田知子
主査 平藤互
主査 佐藤聡
主査 田村直司
主査 阿部茂
主任 山口正希
主事 名須川幸春
主事 田山敬太郎
ものづくり振興担当
主任主査 高橋雅彦
主任主査 小野和紀
主査 稲垣孝教
主査 細越健志
主査 鈴木暁之
主任 阿部勝則
主事 工藤健二
主事 高橋尉

地域産業課

総括課長 橋本良隆
地域産業
副主任兼主査 菊池仁
主査 佐々木誠
主事 櫻田功
主事 山下晋
主事 兼平龍太郎
主事 高橋英聖
特命課長 岩淵謙悦（食産業）
食産業担当
主査 工藤祝子
主査 竹花光弘
主査 岸敦
主査 小原貢
主事 土田泰輔
特命課長 飛鳥川和彦（海外マーケット）
海外マーケット担当
主査 高橋利明
主査 千葉敬仁
主任 高橋真博
主事 鈴木亨
主事 赤前大輔

観光課

総括課長 菊池和憲
観光担当
主任主査 泉裕之
観光振興専門員 小笠原正人
主査 永山光悦
主査 土井尻英明
主査（仙台市駐在）下向武文
主任 染谷れい子
主任（盛岡駅前通駐在）藤枝修
技師 沼崎宏祥
県北沿岸・平泉担当
主査 白澤勉
主査 柴田勝師
主任 阿部力博

企業立地推進課

（商工労働観光部参事兼）
総括課長 齋藤淳夫
企業立地推進担当
主任主査 藤澤良志
主査 瀬川浩昭
主査 佐々木浩明
主査 十良澤福志
主査 武田顕
主査 今野浩
主査 小島純
主査 千田志保
主査 吉田陽悦
主任 西川信明

労政能力開発課

総括課長 伊藤昇太郎
労務担当
主任主査 菊池美代
主任 千葉雅子
主事 小原哲也
主事 千田朋宏
職業能力開発担当課長 佐藤祐一
職業能力開発担当
主任主査 山口吉男
主査 山内健幸
主査 神林浩
主査 川村康範
主査 長谷川克信
主任 石館勝好
特命参事 寺本樹生
雇用対策担当
主任主査 千葉政典
主任主査 山田昭人
主査 下川知佳
主任 菅原良文
主任 白井宏
主事 日向磨机子
主事 工藤一幸

部内出先機関

先端科学技術センター
TEL019-635-7220
産業技術短期大学
TEL019-697-9088
産業技術短期大学水沢校
TEL0197-22-4422
千厩高等専門学校
TEL0191-52-2125
宮古高等技術専門学校
TEL0193-62-5606
二戸高等技術専門学校
TEL0195-23-2227
大船渡職業能力開発センター
TEL0192-26-2242
久慈職業能力開発センター
TEL0194-53-6261
（地独）工業技術センター
TEL019-635-1115
岩手県東京事務所（企業立地観光部）
TEL03-3524-8288

商工企画室派遣機関

（財）いわて産業振興センター
TEL019-631-3820

観光課派遣機関

（財）岩手県観光協会
TEL019-651-0626

地域産業課派遣機関

（社）岩手県産業貿易振興協会
TEL019-621-5432

出資法人

（財）ふるさといわて定住財団
TEL019-653-8976

通常総会の開催と終了後の事務処理について

組合法改正に際し、昨年より本誌をはじめ研修会の開催等を通じて、改正内容の周知徹底に努めて参りましたが、特にも本会から今年1月16日付第318号にて「改正組合法等の施行に際しての当面の留意点について」お知らせいたしました通常総会開催までの流れについては、ご留意いただきますようお願いいたします。

総会の開催について

1. 組合法改正による総会開催までの変更点

本年4月1日改正組合法の施行により、総会開催までに關する事項では下記3点が変わりましたのでご留意願います。

決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければなりません。

その際、監事が監査報告を理事に通知するまでの期限としては、組合から決算関係書類が提供されてから、原則4週間以上を経過した日とされています（ただし、監事が4週間以内に監査報告を通知することは特段問題ありません）。

総会の招集は、理事会の議決を経て、理事長が書面（電磁的方法を採用している場合は当該方法による）にて行います。書面には予め理事会で決定された日時、場所、提出議案を記載し、総会会日の10日前までに組合員に到達するように通知しますが、新たに理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書も、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければなりません。

組合は、理事会で承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を通常総会の2週間前までに主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければなりません。

従って総会開催のための理事会の開催日は総会開催日の2週間前までに行うことが必要です。

2. 総会の成立条件

総会の議決は適法な招集手続きを経たうえで出席した組合員が定足数（総組合員数の半数以上）を満たしてはじめて成立します。出席した組合員の数は書面又は代理人により議決権を行使する組合員の数も含まれますが、代理人による場合は委任状を提出することが必要です。また、代理人の範囲・代理することができる組合員の数は定款に規定されていますのでご確認してください。

3. 総会の提出議案と議決

通常総会への提出議案は、組合法や定款で定められている議決事項を確認し、理事会の審議を経て、総会に提出する必要があります。

また、定款で定めがある場合には緊急議案も上程できますが、その議決権の行使は本人出席している者に限られます。なお除名など事前に手続きの必要な議案は、緊急議案として無効とされますし、組合員全体に深く関係する定款変更や解散などの特別議決を要する議案を取り上げることは避けるべきです。

4. 役員選挙

役員選挙は定款に定められた方法で行わなければなりませんので、事前に定款を確認し、選挙前には定款に定められた方法を説明し議場に諮ることが必要です。

主な総会議決事項（事業認可組合の場合）

法定議決事項	
普通議決	決算関係書類の承認 事業計画及び収支予算案の設定 経費の賦課及び徴収の方法 役員改選 規約の制定・改正又は廃止など
	特別議決 定款の変更 組合員の除名 組合の解散 組合の合併など 3分の2以上の賛成で決する
任意議決事項	
普通議決	借入金残高の最高限度額 1組合員に対する貸付又は貸付保証の残高の最高限度額 加入金（規定がある場合） 役員報酬（理事と監事を区分） 過剰金 その他理事会で必要と認める事項

1. 議事録の作成

議事録は文字通り組合会議の討議状況の記録のほか、各種手続きの添付書類となりますので総会或いは理事会終了後遅滞なく下記項目を必ず記載し作成するようご留意下さい。

(1) 総会議事録記載事項（注：下記記載事項は必要最低限のもので下記以外の記載事項についてはここでは省略します）

招集年月日 開催日時及び場所 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
組合員数及び出席者数並びにその出席方法 出席理事の氏名 出席監事の氏名 議長の氏名 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(2) 理事会議事録記載事項（注：下記記載事項は必要最低限のもので下記以外の記載事項についてはここでは省略します）

招集年月日 開催日時及び場所 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法 出席理事の氏名 出席監事の氏名 出席組合員の氏名 議長の氏名 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

4月1日より監事が理事会に出席した場合は必ず署名(又は記名押印)しなければなりません。

2. 理事会の開催...役員を改選した場合に役付理事の選任で総会途中改選直後、総会終了直後又は後日に開催します。

3. 欠席組合員への通知...決議事項の通知は円滑に組合を運営するために非常に重要です。

4. 経理処理等...剰余金処分の振替、脱退者への払い戻し、配当金の支払い、議事録の作成等を要します。

5. 所管行政庁への提出...届出、認可申請等は、所定の申請書(A4版)に關係書類を添付して所管行政庁に提出します。中央会にも提出願います。

(1) 決算関係書類；通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出します。

添付書類； 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 総会議事録又は謄本

(2) 役員の変更届出；役員改選があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出してください。

添付書類； 変更した事項を記載した書面(新旧役員の比較対照表) 変更年月日及び変更理由を記載した書面 総会議事録又は謄本 理事会議事録又は謄本(役付理事に変更があった場合)

(3) 定款変更の認可申請；定款の変更は認可されることで初めて効力を発しますので、速やかに行いましょう。

添付書類； 変更理由書 変更しようとする箇所を記載した書面 総会議事録又は謄本(認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要します。)

6. 変更登記...代表理事以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

(1) 代表理事変更...就任承諾日の翌日より起算して2週間以内(再任の場合も必要です。)

再任の場合	総会・理事会議事録又は謄本	就任承諾書	定款
新任の場合	前記書類一式	印鑑届出(理事長印)	印鑑証明書(新代表理事個人の実印)
	新代表理事を選任した理事会議事録に記名捺印した理事全員の印鑑証明書		
	(前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届出である理事長印を押印した場合は添付不要)		

(2) 定款変更(登記事項のみ)

所管行政庁より定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

出資総口数及び払込済出資総額の変更登記については、事業年度末の総額で一括登記できます。

この場合は、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要があります。

総会議事録又は謄本
定款変更の認可書

7. 納税申告及び納税...事業年度終了後2ヶ月以内に行います。(但し、総会終了後)

主要記事 Topics

地域資源活用プログラムがもうすぐスタートします！！

経済産業省中小企業庁では、平成19年度より、地域の中小企業が有望な地域資源を活用して行う新たな事業展開を強力に支援する施策パッケージ「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、地域・中小企業の自立的発展を総合的に応援していきます。今回はその新たな地域の中小企業施策の目玉とも言える本事業をご紹介します。

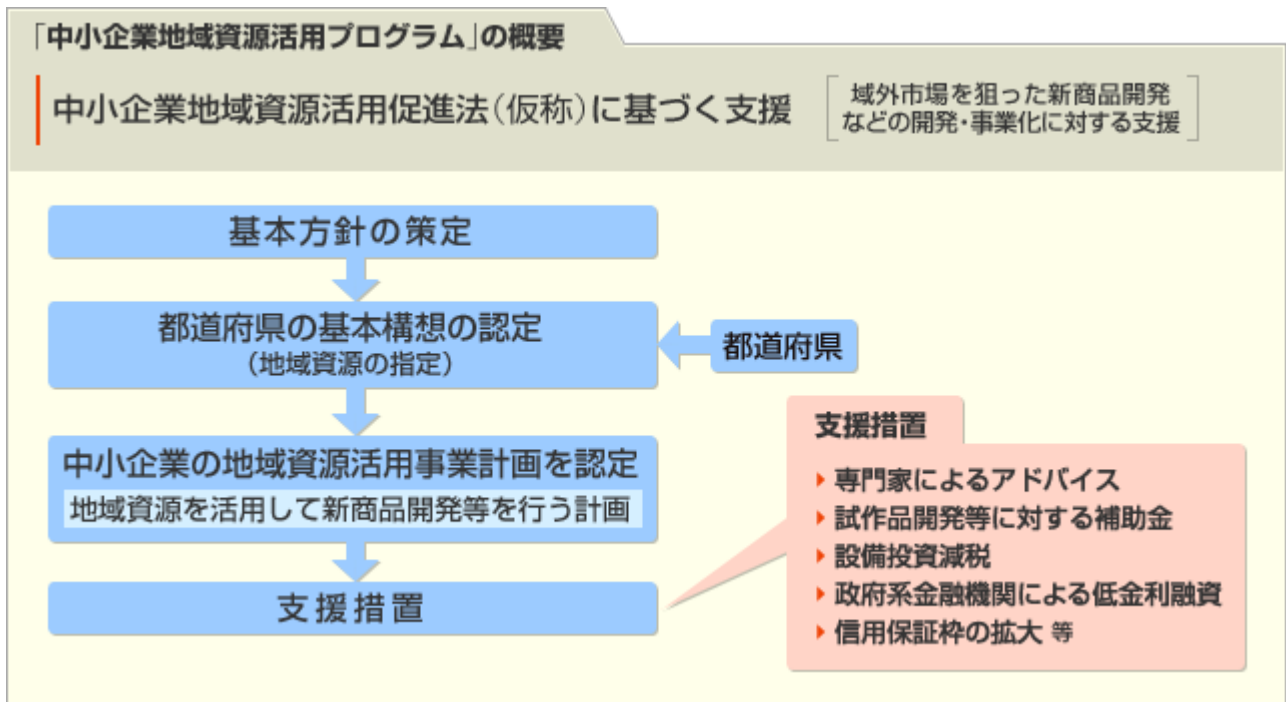
中小企業地域資源活用プログラムの創設

地域の応援に向けて、経産省・中小企業庁は「中小企業地域資源活用プログラム」を創設します。地域から大都市圏へ。そして、世界への売り込みを目指す。「市場」を強く意識した支援策を投入するものです。

地域資源を活用した新事業に対する支援の意義は、地域間の格差が背景にあります。大企業を中心とする景気の回復感には地方の中小企業にまでは届いていません。大都市圏以外での回復の遅れが目立っており、公共投資に依存しない自立型の経済構造への転換が急務になっています。

そこで価格競争に巻き込まれない、消費者に強く支持される新サービス、新商品づくりなど、地域の創意工夫が求められてきます。その一つの有効な素材になるのが地域にある優れた地域資源です。これをいかに第三者の手を借りて、地域の熱意により磨き上げるか。国はプロジェクトの企画段階のサポートから始まり、販売などに結びつける「出口」戦略まで支援するスタンスです。

経産省は07年度の予算要求で総額101億円を計上しています。経産省はじめ総務省、国土交通省、農林水産省など6省連携の施策にも位置付けられました。



ポイント： 地域の「強み」となる地域資源を地域主導で掘起こす取組みを支援
マーケティング、ブランド戦略に精通した人材、仕掛け人
産学官連携、農工連携など従来の垣根を超えて地域の力を結集
首都圏などの大都市、更には海外市場を視野に

地域資源とは

法案では地域産業資源（地域資源）としています。定義の要約は


- (1) 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品
- (2) 特産物となる鉱工業品の生産にかかわる技術

(3) 地域の観光資源として相当程度認識されているもの

以上の3点が明記されました。地域資源の具体的な形は多岐にわたります。基本的には地域の中小企業が有効に活用する素材であり、皆が知っているものが考えられます。

地域資源を活用した中小企業の取り組みは大きく分けて(1)産地技術型、(2)農林水産型、(3)観光型 - の3類型となります。全国にはこの3類型に当てはまる地域資源を活用した果敢な挑戦がすでに動いています。キーワードは「これならうちでもやれる」です。

地域資源取組3類型の事例

産地技術	農林水産物	観光資源
<p>(株)白鳳堂、(株)竹宝堂、 (有)竹田ブラシ製作所等 (広島県熊野町)</p>  <ul style="list-style-type: none">・毛筆の伝統的な製造技法を用い、肌触りがなめらかで色の濃淡など微妙な表現が可能な化粧筆を開発。・国内外のトップメイクアップアーティストに使われるなど、高い評価を確立。 <p>★ポイント 有名化粧品メーカーとの共同開発、マーケティング専門アドバイザーのノウハウも活用。</p>	<p>井原水産(株)(北海道留萌市)</p>  <ul style="list-style-type: none">・コラーゲンを鮭の皮から抽出・精製する技術を実用化し、化粧品、食品、試薬品等向けに加工販売。 <p>★ポイント 大学や公設試との連携により、鮭皮からコラーゲンを抽出する技術を確立。</p>	<p>(株)指宿ロイヤルホテル (鹿児島県指宿市)</p>  <ul style="list-style-type: none">・黒豚、にがうり等を用いた食事、天然砂蒸し温泉、ウォーキングを組み合わせた健康増進プログラム『スパドゥ』を実施。 <p>★ポイント 大学、医師会等との連携で、医学的な検証と事業化のためのデータ収集を実施。</p>

支援の枠組み

地域資源を活用した中小企業の取り組みの分析では、事業を成功に近づけるには市場に精通した専門家との偶然の出会いがきっかけとなるケースが多いといえます。そこで、それぞれの専門家と地域が効果的に出会い、新事業に乗り出す環境の整備が重要になってきます。

中小企業地域資源活用促進法案は07年2月に通常国会に提出されました。新法の施行は早ければ6月が見込まれています。都道府県が策定する「基本構想」の認定は7月にもスタート。これを受けて、中小企業は事業計画(地域資源を活用し、新商品開発を行う計画)を作成し、国は8~9月にも認定を行う見通しです。認定企業には補助事業、政府系金融機関による低利融資などの各種支援措置が用意されています。

主な支援施策

(中小企業地域資源活用促進法(仮称)の認定を受けた中小企業等に対する支援措置)

《補助金等》

地域資源活用売れる商品づくり支援事業(補助事業)

新法による事業計画の認定が必要になります。地域資源を活用して新規性の高い新商品開発などに取り組む中小企業に対して、試作品開発、デザイン改良、展示会出展などにかかわる費用の一部を補助します。初年度は助成規模2,000万円程度で、約200件の採択を見込んでおり、補助率は3分の2としています。07年度予算で41億円を計上となっています。

市場志向型ハンズオン支援事業(委託費)

全国10ブロックに支援拠点となる事務局を設置し、事務局にはマーケティングなどに精通した専門家が常駐します。地域中小企業の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価に関するアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行います。地域資源の事業化に挑戦する企業、連携して新事業展開に乗り出す企業などがサポートの対象です。有望案件についてはマーケティング、金融、

デザイン、知財などの専門家で、個別支援チームを結成して、サポートする体制も組む。07年度予算で20億円を盛り込みました。

商談会（中小企業基盤整備機構主催）・アンテナショップに対する優先的出展（中小機構交付金）

《融資等》

政府系金融機関による低利融資（中小公庫、国民公庫、商工中金）

必要な設備資金及び長期運転資金を低利で融資

信用保証協会の債務保証枠の拡大（中小企業信用保険法の特例）

既存の保証制度とは別枠での債務保証を実施

高度化融資

組合が行う施設の整備に必要な資金を都道府県と中小機構が協力して融資

食品流通構造改善促進機構による債務保証等

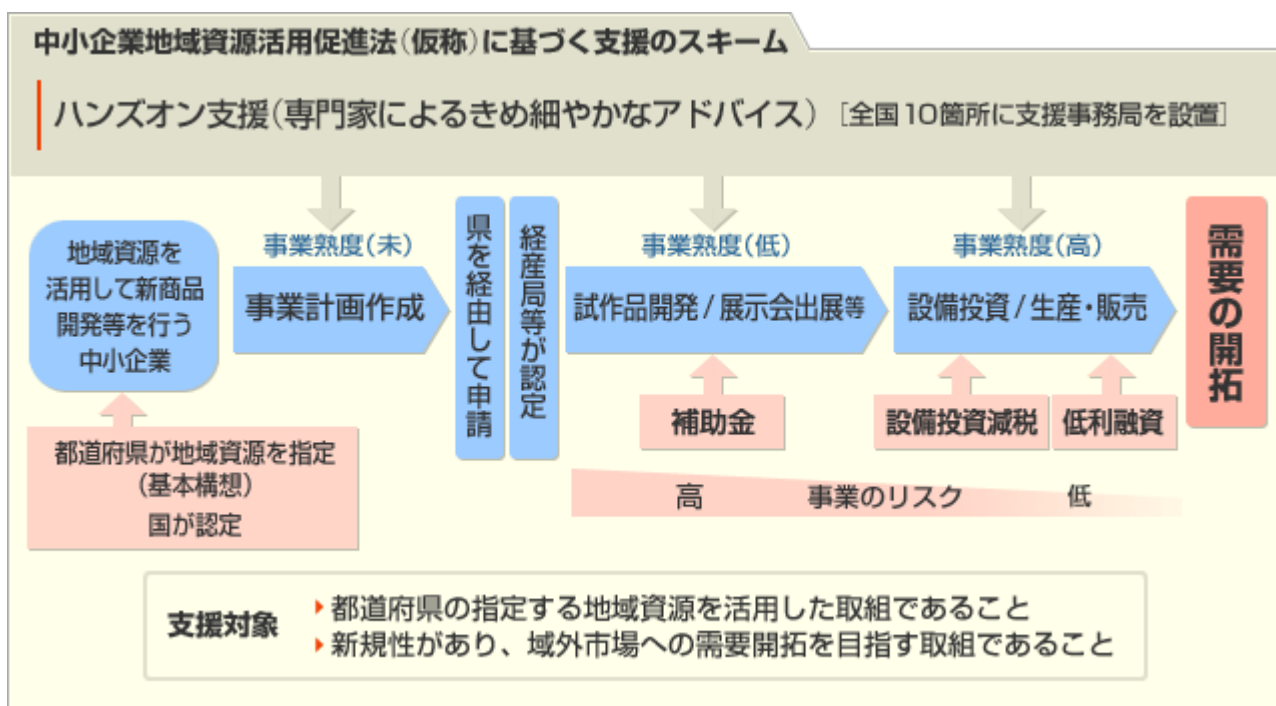
食品関係の取り組みに必要な資金の借入に係る債務保証を実施

《税制》

設備投資減税（中小企業等基盤強化税制）

- 機械及び装置を取得した場合、取得価格の7%税額控除、又は30%特別償却

- 機械及び装置をリースした場合、リース費用の総額の60%相当額の7%の税額控除



施策の普及へ

「中小企業地域資源活用プログラム」の存在を全国津々浦々に知らせるのが当面の課題です。同プログラムの推進で、関係6省がスクラムを組む関係省連絡会議では具体的な連携方策の一つとして「地域中小企業サポーターズサミット」の開催が盛り込まれました。07年1月には地域資源活用の地域リーダーら約140人が、国から地域中小企業サポーターに任命されました。地域資源を活用した中小企業の新たな事業展開を後押しするのがサポーターの役割です。地域資源活用のイベントなどで、講師などに派遣される計画です。

3月から全国10地域で「地域中小企業サポーターズサミット」が順次開催され、地域資源活用の気運が徐々に盛り上がりつつあります。しかし「中小企業地域資源活用プログラム」の浸透はこれからが本番です。6月下旬には東京でサポーターズサミットの全国大会も予定されています。新法の施行もにらんで、今後、さまざまな準備が各地で進んでいきます。

中央会では、地域資源を活用した新たな取り組みの掘り起こしや新商品、新サービス開発等に取り組む組合等に対し、バックアップしていきますので、支援策の詳細については、市場開発部までお問い合わせ下さい。

2007 女性起業家セミナー開催される

3月12日、盛岡市ホテルルイズにて「起業を検討している」「既に起業しているが活動・交流範囲を広げたい」女性を中心対象に標記セミナーを開催しました。

「自分のやりたいことを仕事にしたい」「家庭やプライベートを大切にしながら、充実した人生を送りたい」という願望をもつ方は多いはずですが、「やりたい仕事は自分で始めるのが一番」ということで、働き方の選択肢の1つとして、起業を目指す女性が増えていることはご存知の通りです。

本セミナーでは、「起業・創造」の現実と、課題を乗り越える知識の習得を目的にカリキュラムを組み、起業事例紹介として「生活にアートを～こしえる工房 a d d の事例～」とテーマに(有)クワン 代表取締役 高橋 けい子 氏より、起業を支援する立場から「起業したい、一歩前に踏み出したいあなたへ」をテーマに中小企業診断士 滝岡 幸子 氏より夫々ご講演いただきました。

講演終了後の交流会では、参加者同士のビジネス提携の話も出るなど、起業を考えている方には1歩を踏み出すきっかけの一つとして、すでに創業している方にとってもビジネスの可能性を広げる機会として盛況のうちに終了しました。

小売等役務商標制度のお知らせ

平成19年4月1日より受付開始

商標法が一部改正され、平成19年4月1日から、小売業、卸売業の方々が使用するマークをサービスマーク(役務商標)として保護する制度がスタートします。

従来、小売業者等による、店舗設計や品揃え、商品展示、接客サービス、カタログを通じた商品の選択の工夫等といった、顧客に対するサービス活動は、商品を販売するための付随的なサービスであること、また、対価の支払いが、販売する商品の対価として支払われ、付随するサービスに対して対価の支払いをするものではないため、商標登録の対象とする指定役務には該当しないとされてきました。

このため、従来は、小売業者等は、自己が使用する商標について商標登録を受けるためには、自己が販売する商品を指定して商標登録を受け、商品商標として保護を受けることができるとどまっていた。しかし、この場合、取り扱い商品ごとに登録をする必要があり、多岐の商品を取り扱う小売業者等は、多数の商標登録または多数の区分を指定して商標登録しなければならず、そのための費用も高額になっていました。また、個別の商品の商標として使用せず、単なる店舗名として使用する等の場合、商品との具体的な関連性を見いだせないことから、商品の商標として商標権により保護されない場合がありました。

改正法により、小売等役務商標が、商標登録の対象として、第35類の1区分の指定により、保護されることとなります。

小売等役務とは

小売等役務は、小売又は卸売にともなって提供される総合的なサービス活動であり、最終的に商品の販売により、収益を上げるものです。具体的には、商品の品揃え、陳列、店員による商品の説明などが該当すると考えられます。小売等役務は、従来、商品の販売に付随するとされていたものを商標上の役務とみなすものであって商品の販売(譲渡)自体を保護するものではありません。

小売等役務商法の使用

小売店等における店舗の看板、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋等への商標の使用が該当。なお、取扱商品、折り込みチラシ、値札、レシートへの商標の使用については、使用の態様によって、商品商標、小売役務商標のいずれかにも該当する場合がありますと考えられます。

小売等役務商標制度の対象業務

衣料品店、八百屋、肉屋、酒屋、眼鏡屋、本屋、家具屋、家電量販店、飲食料品スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、百貨店、卸問屋等のあらゆる小売業、卸売業が対象となります。また、カタログ、テレビやインターネットを利用した通信販売も対象となります。

出願の流れ・経過措置等詳細は 特許庁ホームページ <http://www.jpo.go.jp/indexj.html>をご参照下さい。



北部陸中海岸地域観光産業支援事業について

(1) 本事業の目的について

本事業は、「北部陸中海岸の旅館ホテル等を中心とした観光産業の連携による規模の経済、範囲の経済の追求の為に戦略案の策定及び実行」をテーマに事業を実施した。

この事業の目的の本質は、各企業の強みを活かし、伸ばして、各企業の差別化をはかり、競争優位性を導き出すことであり、そのために各社の企業状況を把握するために経営ヒアリングを実施し、自社で改善する部分と共同化する部分を見極めることである。

(2) 個別企業の経営改善について

個別企業支援については、構成員企業のスループット（単位時間当たりの処理量）の向上を図り、生産性向上のための企業支援を意識して取り組んだ。

平成18年度においては、平成18年11月7日～9日にかけて、4社の経営ヒアリングを行った。

昨年度から関係のある旅館ホテル業を含めると、今回事業対象とした7社のうち、6社については、経営状況について把握を行っている。

総じて本年度かかわった地域の旅館ホテル業の全てに言えることは、多様化するマーケット動向に対応できるだけの経営資源の柔軟性が乏しいということである。

これまでの企業習慣、取引慣行等が動脈硬化を示しつつあるにもかかわらず、それらを改善することが出来ていない、若しくは改善の方途を探る術を見出せないでいる。

その一番の要因は、経営が見えるようにするコントロールの仕組みが備わっていないことにより、経営者が意思決定できるような経営システムが無いということであり、要するにマネジメントが決定的に欠如している。

マネジメントとは何かについては、P F ドラッカーの言葉を引用すると大きく分けて2つの役割がある。

一つは、自らの組織に特有の使命を生み出し、それぞれの目的を明確にし、その仕事を通じて働く人を生かし、社会の問題の解決に貢献することである。

もう一つは、既に知られているものを管理し、成果の小さな分野から、成果の大きな分野へ、しかも増大する分野へ資源を向けることであり、明日を創造することである。

(3) 企業連携による顧客吸引力、営業力の強化

・インターネットによる県内外への情報配信の強化、開発

・各企業宿泊サイトの連携強化、一体感・岩手県オリジナルカラーの創出

・ホテルネットワークの構築

この共同化のテーマは、情報ネットワーク化に伴い、宿泊予約や顧客の観光ルートの設定において、情報収集ツール、コミュニティツールとして、ホームページの役割が重要な要素となっており、インターネットを制した企業が、付加価値の高い顧客をローコストで獲得できていることから、三陸地域として共同でネットワーク環境を構築することにより、地域全体での顧客獲得を目指しつつ、お互いの商品企画の競争を誘発することで、地域の競争力を高めることに主眼を置いた。

逆説的には、同じコンセプトに基づいて、顧客に対してベクトルを合わせ、地域内で競争を促し、そのパワーによって、多様化するマーケットのフルライン化に対応することで、大きなマーケットの開拓を狙ったものである。

本事業では、この点を重視し、およそ予算の半分をこの共同ポータルサイトの開発にあてた。

なぜこの点を重視したかという点、企業経営の成果とは突き詰めるところは、顧客をいかに獲得したか、顧客にどれほどの満足度を与えたかであり、その結果が売上であり、企業が継続的に生き残るためには、この顧客の視点を外すことができないからである。

このマーケティングという点は、企業経営上、どの産業を通じても最重要課題であり、旅行エージェントのビジネスモデルを自社内に取り込むことが可能になり、最も重要である顧客へのアクセスの主導権を奪還することができるのである。

経営ヒアリングをした数社を分析すると、この顧客へのアクセスに対して受動的過ぎることが、問題であり、顧客をデータベース化し、マーケティングにつなげるためのデータマイニング機能が相対的に不足しており、そのため顧客とのリレーションを構築できていないことが、リピート率が低い要因である。

そのため、この問題を解決しているのが旅行エージェントのビジネスモデルであり、顧客獲得に対し非常に高額な支出を余儀なくされ、利益率を悪化させられている。

その意味で、本事業によるポータルサイトでは、各社の企画が顧客の前で評価対象になるように設計されたことは、意義があることであり、大きな前進である。

しかし、まだ最初の一步を踏み出したばかりであり、未だ大きな期待はできないが、この共同ポータルサイトは、顧客との接点を増やす毎に成長・発展していくようシステム化を目指しており、いずれは各企業の経営支援システムの一機能を担うことができると考える。

次年度以降は、岩手県全体に取り組みを拡大して、岩手県全体で顧客獲得を目指す方向へと研究テーマをシフトしていきたい。

(4) いわて三陸の旅 岩手県陸中海岸観光ポータルサイト

観光情報ポータルサイト 『いわて三陸の旅』

<http://sanriku.iwate-navi.jp/>

いわて三陸の旅を総合プロデュース



岩手県商工労働観光部と岩手県中小企業団体中央会は、県内の観光産業支援事業として、北部陸中海岸地域の旅館・ホテルや交通機関、金融機関等の参加を得て、沿岸地域の観光産業振興の具体策について検討を重ねてきました。

この度、共同化の第一弾として、岩手発の観光情報発信モデルとして、ポータルサイト「いわて三陸の旅」を開設いたしました。

本ポータルサイトは、観光情報のリアルタイム発信を目的に各社のホテル宿泊プラン、地域イベント、交通アクセス等の情報をユーザーの視点に立って全国に向けて発信するほか、地元発の総合的な旅行プラン・ツアー企画を共同で提供し、さらに各ホテル・交通機関等のホームページへ相互リンクさせるなど、いわば観光版の地域ブランド化を図るものです。

この取り組みは、今後、県内他地域で同様のサイトを立ち上げる際のモデルになるだけでなく、将来的には、全県版のポータルサイトの開設や地元の食材・加工食品・工芸品等のホームページとの相互リンクやネット販売など産業の枠を越えたコラボレーションを促進し、岩手県の産業振興を目指します。

〔このサイトの特徴〕

三陸観光の話題のスポットや海の幸、イベント情報、地域の産直施設や旅館・ホテルを紹介しています。

各旅館・ホテルが用意したインターネット特別プランを比較でき、お客様の好みに合った宿を選ぶことができます。

近年の携帯電話利用者の増加に対応し、モバイルサイトを同時に開設しました。



景況感は後退の兆し (平成19年2月)

全体の概要

前月に続き、多くの業種で暖冬の影響が見てとれた。食料品製造業・小売業の多くは、季節商品の売上が低迷し、価格面でも苦戦を続けているなど明るい材料に乏しかった。また製造業の多くもコストダウン要請等により収益の悪化が懸念または発生している。一方、窯業・土石製品製造業は全体的に好調である。景況悪化の回答が多かったせいか、業種により好不況の違いはあるものの、全体の景況DI値は39で先月より7ポイント悪化し、2ヶ月連続の悪化を示した。昨年同月値40と比べても大きな変化はなく、基調としては後退の兆しを見せた月となった。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

学校給食部門で町村合併に伴い給食センターの併合等が進んでいる。

菓子製造業

原材料の値上げが相次いでおり、一段と収益を圧迫している。

麺製造業

暖冬のせいか蕎麦が例年より動いた。特に冷やしものが消費された模様。

窯業・土石製造業

前年に比較し若干上向き傾向。輸送力(ダンプ)が問題となりそう。

一般機器製造業

コストダウン要請に応じた途端、受注量が減少。先行きに不安感あり。

水産物卸売業(盛岡市)

2月の水産物取扱量・金額ともに5ヶ月連続で前

年を下回る結果となった。

酒・調味料小売業

暖冬の影響で酒類全体の実績が伸びず売上数量・金額ともに前年比微減で推移。

各種商品小売業

暖冬により昨対比10%以上の落ち込みを示す店、他方では販促が功を奏した店など様々。

旅館業

各地の冬の催物はそれぞれ賑わいを見せたものの、宿泊には結びつかなかった。

自動車整備業

暖冬により冬の仕事が減少。これを教訓に経営の再考が求められる。

電気工事業

現段階で業況好転の兆し見えず。新年の公共工事の様子待ちである。

前年同月(平成18年2月)との数値の比較

18年2月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	3	9	8	1	12	7	0	16	4	2	12	6
非製造業	7	9	22	0	18	20	0	29	9	2	15	21
計	10	18	30	1	30	27	0	45	13	4	27	27

DI値 40

19年2月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	4	12	4	1	14	5	0	17	3	1	14	5
非製造業	5	9	22	0	17	19	1	25	10	0	18	18
計	9	21	26	1	31	24	1	42	13	1	32	23

DI値 39

DI値の算出方法...「業界の景況」欄の数値で計算する ((好転/好転+不変+悪化)×100) - ((悪化/好転+不変+悪化)×100)

組織化動向

企業組合にしわが風土

2月23日設立認可

理事長	淀川 豊	出資金	72万円
住所	和賀郡西和賀町	組合員	8名
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同住宅の維持管理 ・ 就農等促進のためのコンサルティング事業 ・ 農産物加工食品等の販売 ・ 産地直売所の管理運営 		

4月1日改正組合法による共済事業の定義

慶弔金、見舞金といった名称にかかわらず、

組合員1名当たりへの支払額が、10万円を超える場合、共済事業に該当

この共済事業に該当するか否かは、組合員である1契約者（正確には1被共済者当たり）に対して支払う金額（共済金額）が10万円を超えるものであるか否かで判断されます。複数の共済契約がある場合は、それぞれの契約ごとに判断されます。

- 1) 4月1日施行日から6ヶ月間は現行のまま継続可能。
- 2) 平成19年9月までに、行政庁への認可、区分経理等の対応が必要。
- 3) 共済事業に該当しないようにするためには、給付金額（共済金額）を10万円以下に引き下げるか、保険会社の保険に切り替えることが必要。
詳細は 本会まで

会員動向

3月13日（火）花巻海産物商業（協）創立50周年記念式典 於：ホテル紅葉館

昭和31年7月に水産物小売業者83名が共同購買事業、組合員の経営指導を主な事業として設立。昭和51年6月「花巻市公設卸売市場」開場と共に、代払い事業、産業廃棄物処理事業を開始し、設立以来50年間、消費者への魚食の普及と安定供給の使命を果たしてきた。

平成19年度第1・四半期官公需発注情報

（独）農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター

物品：液化炭酸ガス、数量180,000kg、入札5月上旬、入札場所：東北農業研究センター、納入場所：雫石町

（独）緑資源機構盛岡地方建設部（工事の一般競争入札）

- 葛巻・田子線第1工区開設工事 二戸市浄法寺町浄法寺地内、延長0.7km、工期約9ヶ月
- 葛巻・田子線第2工区開設工事 青森県三戸郡田子町大字山口地内、延長0.3km、工期約9ヶ月
- 葛巻・田子線第3工区開設工事 二戸郡一戸町平糠字落合地内、延長0.3km、工期約9ヶ月
- 葛巻・田子線第4工区開設工事 岩手郡葛巻町葛巻第51地割字安孫地内、延長0.3km、工期約9ヶ月
- 葛巻・田子線第6工区開設工事 二戸郡一戸町平糠字東地内、延長0.3km、工期約9ヶ月
- 葛巻・田子線第1工区舗装工事 二戸市浄法寺町浄法寺地内、延長1.6km、工期約5ヶ月
- 葛巻・田子線第2工区舗装工事 二戸市浄法寺町浄法寺地内、延長0.7km、工期約5ヶ月
- 葛巻・田子線第1工区法面工事 二戸市浄法寺町浄法寺地内、面積9,500㎡、工期約4ヶ月

（独）緑資源機構盛岡地方建設部（役務の一般競争入札）

- 葛巻・田子線、川井・住田線周囲測量業務 内容：調査測量設計業務
- 葛巻・田子線 葛巻・浄法寺区間（二戸市）調査測量設計業務 内容：調査測量設計業務
- 葛巻・田子線 葛巻・浄法寺区間（一戸町）調査測量設計業務 内容：調査測量設計業務
- 葛巻・田子線 葛巻・浄法寺区間（葛巻町）調査測量設計業務 内容：調査測量設計業務
- 葛巻・田子線 浄法寺・田子区間地質調査業務 内容：地表・地質調査業務

平成18年度第4・四半期官公需落札情報

平成19年1月1日～平成19年3月31日における工事の落札結果をお知らせします。

盛岡市財政部契約検査課

- 上米内分区第三工区污水管建設工事、入札日：平成19年1月18日、予定価格69,218,000円、落札価格63,300,000円
- 市道仲街道線外舗装工事 入札日：平成19年2月22日、予定価格8,266,000円、落札価格7,500,000円
- 開運橋大沢川原線街路築造舗装その2工事、入札日：平成19年3月20日、予定価格13,567,000円、落札価格11,900,000円

主要日誌（3月1日～3月31日）中央会事業及び関係機関・団体行事への出席

3/2 中小企業大学校仙台校関係機関連絡会議	3/16 中小企業振興奨励賞選考委員会
3/6 組合決算講習会	3/16 中央会理事会
3/6 いわて農林水産物・食品輸出促進セミナー	3/19 夢県土いわて戦略的研究推進事業研究成果発表会
3/8 労働条件確保改善推進委員会	3/19 人材戦略・人材確保強化セミナー
3/12 岩手県地域労働使就職機構運営委員会	3/20 第6回いわて起業家クラブ・ネットワーキング推進幹事会
3/13（財）盛岡地域地場産業振興センター機能強化委員会	3/20 いわての定住・交流事例報告会
3/13 花巻海産物商業（協）創立50周年記念式典	3/23 組合自治監査講習会
3/13 地域中小企業サミット	3/23 貸付審査委員会
3/14 岩手地方労働審議会	3/23 現場力強化セミナー
3/14 地域資源を活用した支援策に関する説明会	3/27 岩手県航空利用促進協議会幹事会
3/14 盛岡商工会議所産産育成特別委員会	3/27 ふるさと定住財団理事会
3/14 岩手産業保険推進センター運営協議会	3/28（財）いわて産業振興センター理事会
3/15（財）クリーンいわて事業団評議委員会	3/29（社）岩手県産業貿易振興協会理事会
3/16 王毅駐日大使講演会	3/29（財）岩手県生活衛生営業指導センター理事会

組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q . 今般の中小企業等協同組合法の改正によって、「理事による利益相反取引の制限について」の規定が設けられたとのことですが、このことについて具体的に教えてください。

A . 「利益相反取引」とは、組合においては、組合と理事の利益が相反する取引のことをさします。具体的には理事自身が所属する組合に不利益を与える一方、理事自身または第三者に利益をもたらす取引のことをいいます。なお、会社法 365 条では、取締役は自分または関連する第三者と、自分が所属する会社・組織との間で取引を行うには取締役会の承認が必要と規定されています。

今回の組合法の改正によって、理事による利益相反取引の制限が明確化されました。これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされていました。

平成 19 年 4 月 1 日以降、理事は「組合と取引しようとするとき」、「組合が理事の債務を保証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後には重要な事実を理事会に報告する義務が課されます。

なお、利益相反取引をしようとする理事は理事会の定足数に算入されず、議決権も停止されます。また、この場合、理事会議事録にも、「議決事項に特別の利害関係を有する理事の氏名」の項目を設け、その理事の氏名を明らかにしなければなりません。

以下に、関係する条文を掲載します。

< 中協法 >

(理事の自己契約等)

第 38 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議)

第三十六条の六 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。